種類	
当該附属品が装置される容器に充塡されるガスの耐圧試験圧力	
附属品の内訳 本体の材料	
安全弁の方式	

上記のとおり登録する。

年　月　日

経済産業大臣　　印

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第28（第57条関係）

［略］

様式第29（第58条関係）

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款・第二款　（略）	第一款・第二款　（略）
第三款　国土政策局（第三十八条―第四十一条の三）	第三款　国土政策局（第三十八条―第四十一条の二）
第四款～第六款　（略）	第四款～第六款　（略）
第七款　道路局（第六十五条―第七十二条の二）	第七款　道路局（第六十五条―第七十二条）
第八款～第十四款　（略）	第八款～第十四款　（略）
第十五款　政策統括官（第百三十九条）	第十五款　政策統括官（第百三十九条）
第十六款　国際統括官（第百三十九条の二）	第十六款　その他（第百四十条）
第十七款　その他（第百四十条）	
第二節～第四節　（略）	第二節～第四節　（略）
第二章・第三章　（略）	第二章・第三章　（略）
附則	附則
（企画官、企画調整官及び総務調整官）	（企画官、企画調整官及び総務調整官）
第六条　総務課に、企画官十二人、企画調整官十一人及び総務調整官二人を置く。	**第六条**　総務課に、企画官十二人、企画調整官十人及び総務調整官二人を置く。
2～4　（略）	2～4　（略）